

【用途面積 300㎡以上の建築物用】  
 特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	整備基準(概要)		適合欄	備考	
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ	幅は、内法80cm以上			
		ロ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		ハ	車椅子の支障となる段差の解消 (傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
	2) 道等に至る1以上の通路(地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで車路を設ける場合は除く)	ニ	(1)	幅員は、内法120cm以上		
			(2)	50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保		
			(3)	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			(4)	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置		
	3) 傾斜路	ホ	(1)	幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			(2)	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			(3)	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
(4)			高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
(5)			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
(6)			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		3	イ	幅は、内法120cm以上		
			ロ	車椅子転回スペースの確保(末端及び50m以内ごと)		
			ハ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置		
	2) 傾斜路	4	ニ	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保		
				幅は、内法120cm以上、段を併設の場合は90cm以上		
				勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
				勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
				高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置		
				表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
3) 各室の出入口	5		出入口の幅は、内法80cm以上			
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
			車椅子の支障となる段差の解消 (傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			
(4) 階段	階段	イ	手すりの設置			
		ロ	主たる階段の回り段の禁止			
		ハ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ニ	段は、識別しやすくつまずきにくいもの			
(5) 便所	1) 腰掛式便器	1	多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上			
			腰掛式便器、手すりの設置			
	2) 男子用小便器	2	多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上			
			床置き小便器又は壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、手すりの設置			
	3) オストメイト対応水洗器具	3	多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上			
			オストメイト対応水洗器具を設置した便所の設置			

(6) 車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房		多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上				
		イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置				
		ロ	出入口の幅は、内法80cm以上				
		ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし				
		ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ				
		ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器				
		ヘ	操作が容易な水栓器具				
		ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置				
		チ	車椅子使用者用である旨の表示				
(7) 駐車施設 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 車椅子使用者用駐車施設 (機械式駐車場のみの場合は除く)		多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数				
		イ	「(1) 出入口」に近い位置				
		ロ	幅は、350cm以上				
		ハ	車椅子使用者用である旨の表示				
		ニ	床面は、水平面を確保				
	2) 通路		「(2) 敷地内の通路」と同じ				
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口から道路 (自動車車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等 (常勤者による案内が可能な場合を除く)			
			ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設 (1/20以下、又は高さ16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)			
			ハ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設			
			ニ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設 (連続手すりを設けた踊場は除く)			
	2) 出入口から受付等 (自動車車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く)	2		誘導用床材又は音声誘導装置の設置等 (常勤者による案内が可能な場合を除く)			
				傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設 (1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)			
				段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設 (連続手すりを設けた踊場は除く)			
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設 (1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)			
4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設 (連続手すりを設けた踊場は除く)				
(9) エレベーター	エレベーター	1		直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に1以上			
			イ	籠の幅は、内法140cm以上			
			ロ	籠の奥行きは、内法を135cm以上			
			ハ	籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの			
			ニ	戸の開閉を確認することができる鏡の設置			
			ホ	手すりの設置			
			ヘ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置			
			ト	籠内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
			2	チ	出入口の幅は、内法80cm以上		
				リ	籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置		
				ヌ	籠内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字等による表示		
ル	乗降ロビーは高低差がなく、幅、奥行きは内法150cm以上						
ヲ	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置						
ワ	乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置 (籠に設けられている場合を除く)						

(10) 特殊構造昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター	1		車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものは、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの		
			イ	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの		
			ロ	籠の幅は70cm以上、奥行きは120cm以上		
			ハ	車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きを十分に確保		
		2		車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時に、階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設置したもの		
				平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台			受付にカウンター等を設ける場合は1以上		
				車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮		
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1		公衆電話所を設ける場合は1以上		
				車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮		
	2) 出入口	2		幅は、内法80cm以上		
				車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし 車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		
(13) 券売機	券売機			券売機を設ける場合は1以上		
			イ	車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン		
(14) 改札口等	改札口、レジ通路			改札口等を設ける場合は1以上		
			イ	幅は、内法80cm以上		
			ロ	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸		
			ハ	段差の解消		
			ニ	床面は、水平面の確保		
(15) 案内設備	1) 案内板 (案内所の設置、又はエレベーターその他の昇降機、便所等が視認できる場合は除く)	1		エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示した館内案内板を1以上(2,000㎡以上：必置、2,000㎡未満：設ける場合は1以上)		
			イ	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示		
	2) 視覚障害者誘導設備 (案内所を設置する場合は除く)	2		点字、文字の浮き彫り、音による案内等による表示を併用(2,000㎡以上：必置、2,000㎡未満：設ける場合は1以上)		
			ロ	車椅子使用者用便房がある場合に位置を表示		
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用観客席、観覧席	1		固定した客席を設ける場合		
				客席数が100席以下の場合1席以上、100席を超え400席以下の場合2席以上、400席を超える場合は200席ごとに1席加算した数(但し10席を超える場合は10席以上とする)		
			イ	幅は内法85cm以上、奥行きの内法120cm以上		
			ロ	床面は、水平面の確保 表面は、滑りにくい仕上げ		
	2) 出入口から客席への通路	2		幅は内法120cm以上		
				高低差がある場合、特殊構造昇降機等又は傾斜路の設置		
				勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
				勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
				高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置		
				表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		

(17) 洗面所	洗面所		多数の者が利用する洗面所を設ける場合は1以上 (車椅子利用者用便所が設けられている場合は、ロ及びニは除く)		
		イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		ロ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器		
		ハ	操作が容易な水栓器具		
		ニ	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
(18) 浴室	浴室、脱衣室 (客室内は除く)		多数の者が利用する浴室を設ける場合は1以上		
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上		
		ロ	出入口の段差の解消		
		ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
		ニ	手すりの設置(常勤者により介護する場合は除く)		
		ホ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ヘ	操作が容易な水栓器具		
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室 (客室内は除く)		多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は1以上		
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上		
		ロ	出入口の段差の解消		
		ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
		ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ホ	手すりの設置		
(20) 授乳場所	授乳場所		第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積5,000㎡以上のものに1以上		
			授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置		
(21) おむつ交換台	おむつ交換台		第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のものに1以上		
			おむつ交換台を設置		
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子		第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のものに1以上		
			便房内に乳幼児用の椅子を設置		
(23) 客室	車椅子利用者用客室		客室数が50室以上の宿泊施設で、総客室数に50分の1を乗じた整数以上の数を設置		
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上		
			車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			出入口の段差の解消 (傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)		
		ロ	客室内部に「(6) 車椅子利用者用便房」の構造のものを設置 (別に車椅子利用者用便房を設けている場合は除く)		
		ハ	客室内部に浴室を設ける場合「(18) 浴室」の構造のものを設置 (別に車椅子利用者用浴室を設けている場合は除く)		
ニ	室内は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保				

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。